

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 六 年 十 一 月 六 日

目 次

告 示

○ 知事指定薬物の指定

(薬務水道課)

ページ
一

告 示

岐阜県告示第四百四十号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年十一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 知事指定薬物の名称

- 1 N・N・ジエチル・ニ・ニ・〔四・フルオロフェニル〕メチル・五・ニトロ・一H・ベンゾ「d」イミダゾール・一・イル・エタン・一・アミン及びその塩類(通称Flunitazene、Fluonitazene)
- 2 N・N・ジエチル・ニ・ニ・〔四・メトキシフェニル〕メチル・一・H・ベンゾ「d」イミダゾール・一・イル・エタン・一・アミン及びその塩類(通称Metodesnitazene、Metazene)
- 3 一・(ベンゾ「d」一・一・三「ジオキソール・五・イル」・四・メチル・ニ・(ピロリジン・一・イル)ペンタン・一・オン及びその塩類(通称MD・PiHP、MD・PiHP)
- 4 N・(一・アミノ・三・三・ジメチル・一・オキソブタン・ニ・イル)・五・プロモ・一・ベンチル・一・H・インダゾール・三・カルボキシアミド及びその塩類(通称ADB・五Br・PINACA)

二 指定の理由

条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがある

あると認められるため。
三 指定の効力が発生する日
令和六年十一月七日

令和六年十一月六日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

編 集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐 阜 文 芸 社